

令和5年度 第1回岡山県入札・契約適正化委員会 議事概要

開催日時・場所	令和5年7月31日(月) 13:30~15:45 ピュアリティまきび 白鳥																		
出席委員	高橋 正徳(元岡山大学准教授):委員長、 難波 秀明(弁護士)、石田 麻衣(弁護士)、山名千代(建築士)、 鳥越 貞成(公認会計士) 以上5名 出席																		
議事内容	審議対象期間:令和4年10月1日~令和5年3月31日																		
1 入札方式別発注工事の状況について	<p>「令和4年度下半期 入札方式別発注工事総括表」等により報告した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数(件)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札(WTO)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札(条件付)</td> <td>320</td> <td>16,918,495</td> </tr> <tr> <td>うち総合評価落札方式</td> <td>76</td> <td>9,965,758</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td>222</td> <td>4,117,684</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>542</td> <td>21,036,179</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の表は、対象期間内において知事部局、企業局、教育庁及び警察本部が発注した工事で、予定価格が1千万円超のものを対象としている。</p>		件数(件)	金額(千円)	一般競争入札(WTO)	0	0	一般競争入札(条件付)	320	16,918,495	うち総合評価落札方式	76	9,965,758	指名競争入札	222	4,117,684	合計	542	21,036,179
	件数(件)	金額(千円)																	
一般競争入札(WTO)	0	0																	
一般競争入札(条件付)	320	16,918,495																	
うち総合評価落札方式	76	9,965,758																	
指名競争入札	222	4,117,684																	
合計	542	21,036,179																	
2 談合情報の取扱状況について	審議対象期間の談合情報について、該当がなかった旨を報告した。																		
3 指名停止の状況について	<p>令和4年度下半期指名停止の状況を報告した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指名停止理由(指名停止等要領該当条項)</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事関係者の被害(1号)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>請負契約違反(契約履行不能による解除)(3号)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>建設工事関係法令に基づく行政処分(4号)</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>労働関係法令(労働安全衛生法)違反(5号)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>不正又は不誠実な行為(落札決定後の契約辞退)(17号)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記以外に嚴重注意を行ったものが7件</p>	指名停止理由(指名停止等要領該当条項)	件数	工事関係者の被害(1号)	1件	請負契約違反(契約履行不能による解除)(3号)	1件	建設工事関係法令に基づく行政処分(4号)	4件	労働関係法令(労働安全衛生法)違反(5号)	1件	不正又は不誠実な行為(落札決定後の契約辞退)(17号)	1件	合計	8件				
指名停止理由(指名停止等要領該当条項)	件数																		
工事関係者の被害(1号)	1件																		
請負契約違反(契約履行不能による解除)(3号)	1件																		
建設工事関係法令に基づく行政処分(4号)	4件																		
労働関係法令(労働安全衛生法)違反(5号)	1件																		
不正又は不誠実な行為(落札決定後の契約辞退)(17号)	1件																		
合計	8件																		
4 抽出事案の説明及び審議	県の発注工事の中から、委員が事前に抽出した5件について、発注部局からの説明の後、委員による審議を行った結果、5件全てについて適正に入札・契約がなされているものと判断された。																		

工 事 名	入 札 方 式	契約金額 (千円：税込)	発 注 機 関
県庁西庁舎長寿命化改修機械設備工事(2期工事)	一般競争入札 (条件付) ※総合評価	159,720	総務部 財産活用課
ORIC空調機器更新工事	一般競争入札 (条件付) ※総合評価	161,700	産業労働部 産業振興課
地方創生道整備推進交付金(広域農道)	一般競争入札 (条件付)	53,350	備中県民局農林水産部 井笠地域農地農村整備室
水利施設等保全高度化事業(一般型)小水力発電設備更新その2工事	一般競争入札 (条件付) ※総合評価	151,140	備中県民局農林水産部 新見地域農地農村整備室
公共 河川激特工事(護岸工その12)	一般競争入札 (条件付) ※総合評価	170,720	備前県民局 河川激甚災害対策班
5 委員からの意見・質問、その回答	次のとおり		
6 委員会による意見の具申又は勧告	なし		

委員からの意見・質問、それに対する回答等

議事の概要／各委員の質問・意見	回 答 概 要 な ど
1 入札方式別発注工事の状況について	
意見等、特になし	
2 談合情報の取扱状況について	
意見等、特になし	
3 指名停止の状況について	
意見等、特になし	
4 抽出事案の説明及び審議	
①総務部：県庁西庁舎長寿命化改修機械設備工事(2期工事)	
《本事案の抽出理由》 抽出した工事と同様に、工事場所及び工事名が同じ管工事があるが、抽出した工事については応札業者8者の総合評価落	

<p>札方式で、低入札価格調査を実施して落札されている。一方、抽出していない他方は不調であったことから、本件を抽出した。</p>	
<p>・入札方式の「特別簡易型」とはどのような方式なのか。</p>	<p>・同種工事の施工実績や工事成績、新しい施工方法などの技術提案等、価格以外の要素を含めて評価する落札方式である「総合評価落札評価方式」には「標準型」や「簡易型」、「特別簡易型」など、いくつかの類型があるが、「特別簡易型」は、予定価格が8,000万円以上で、難易度としては普通程度の工事で実施しており、施工実績や配置予定技術者の能力などの項目を設定して技術評価する方式である。</p>
<p>・入札が不調になり、その後、再度入札を行ったとのことだが、どのような点を変更して入札が成立したのか。</p>	<p>・規格の一部変更のみで、ほぼ同様の内容で再公告し、入札が成立したものである。変更せず再入札を行った場合、予定価格も変わらないため、最初の入札結果の動向をみただけで積算せず推測のみの数値で応札する業者もいる可能性があることから、一部変更を行った。</p>
<p>②産業労働部：O R I C空調機器更新工事</p>	
<p>《本事案の抽出理由》 総合評価落札方式で低入札価格調査となった事案のうち、応札業者数17者に対して、低入札価格調査による失格が12者で、失格者の割合が最も高かった本件を抽出した。</p>	
<p>・低入札調査価格制度では、10の調査条件を設定し、評価しているが、必ずしも全ての項目を満たしていなくても、契約の内容に適合した工事を履行できるのではないか。条件を細かく設定すればするほど、公正な入札を阻害することになるのではないか。</p>	<p>・低入札調査価格制度では、調査基準価格を設定し、その価格を下回る価格で入札を行った場合に、10項目の調査条件に沿って評価を行うものだ。10項目の調査条件は最低限満たしていなければならないものであり、調査条件を満たしていることを確認し、業者ごとに、より詳細なヒアリングを実施した上で、契約の内容に適合した工事が履行できるか評価を行い、基準を満たしている場合、落札候補者としてすることができる。ダンピング受注の抑制や工事の品質確保を目的とした制度であり、ご理解いただきたい。</p>
<p>・低入札調査価格制度の調査方針は公表されているのか。</p>	<p>・公表しており、業者はそれを踏まえて応札している。</p>
<p>・応札者の工種による内訳を見る</p>	<p>・業者の積算については、個々の業者における取引先との</p>

と金額は個々別々だ。他の工事と比較して積算を行うのに、難しい要素があったのか。	関係など、様々な事情があり、想像ではあるが、取引先から見積書を徴取した段階で、価格が様々であるなどの理由から、結果的に内訳も個々別々になったのではないかと考えている。
・ 応札業者は全体の入札価格だけでなく、工種別の価格を推測しなければならないということか。	・ 建築分野の工事では、単価を公表していないので、応札業者は取引先から見積書を徴取し、工種別の価格を推測した上で応札しているのだと考えている。
・ 建築工事については、必要となる材料が多くあり、土木工事と異なり、積算が難しい傾向にあると考える（意見）	
③農林水産部：地方創生道整備推進交付金（広域農道）	
同じ工事場所の広域農道道路工事が4件あるが、この4件については、落札率が99%以上であり、この全てを同じ業者が落札していることから、落札率が最も高い本件を抽出した。	
・ 井原地域では以前から落札率が高いと指摘しているが、地元の特定業者が有利になるといった相関性があるのではないか。	・ 工事内容は、入札参加資格を有するどの業者でも施工できるものであり、業者の所在地によって有利・不利は無いと考えている。
・ 入札に参加することのできる者の資格について、営業所の所在地の条件で、例えば笠岡市を加えるなど、変更することはできないか。	・ 設計金額8千万円以内の工事で発注しているが、地形が急峻で、施工ヤードが狭小であるなど、現場条件が厳しく、進入路も限られているため、これより大きな規模での施工が困難な状況である。今後、事業が進捗して施工ヤードが広くなれば、設計金額8千万円以上の場合、地域要件のエリアが笠岡市まで広がり、そういった規模で工事を発注する可能性はある。
・ 小規模の工事をまとめて全体一括で発注しても、おそらく結果的には、変わらない状況になるのではないか。	・ 現場が離れており、進入路も限られているため、4件の工事に分けて発注している。その結果、それぞれの工事に技術者が配置され、施工も4班体制で行われるため、工事の早期完了につながる。
・ この道路は新設か改良か。	・ 新設の道路である。
④農林水産部：水利施設等保全高度化事業（一般型）小水力発電設備更新その2工事	
総合評価方式によるもの76件のうち、応札業者が1者で落札率が最も高い99.9%であった本件を抽出した。	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な工事であり、こうした工事では、往々にして応札業者が少なく、落札率も99%に近いようなことがあると考えるが、参加業者をどう把握しているのか。また、予定価格の積算方法や、契約内容・仕様の作成・業者への提示など、手続き的なことを教えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の入札に参加できる業者をコリンズ（工事实績情報データベース）で検索すると19者存在するが、現在、小水力発電の更新需要が非常に高く、見積もりを依頼しても断られる業者が多かった。特殊な工事のため、国や岡山県に積算基準や単価もなく、入札参加資格を有する業者の中から過去に同様の工事を行った実績を持つ業者に対して見積書の作成を依頼し、見積書を参考に予定価格を積算した。本県の場合、見積もりを採用すると発注時に見積内容を明示することにしており、採用した見積内容を明示したうえで入札を行った。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備の更新であるが、設置業者以外は見積もりができるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の設備図面を提示し、同等の設備での更新の見積もり依頼をしたものであり、各業者が設備の仕様を判断して見積書を提出したものである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者は県外の業者のようだが、岡山県内には業者はなかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コリンズで検索すると岡山県内に1者だけ存在するが、入札の参加がなかった。</li> </ul>
<p>⑤土木部：公共 河川激特工事（護岸工その12）</p>	
<p>同じ河川の総合評価方式による同種の工事がいくつもあるうち、同じ業者が落札しており、その中から落札額の高い本件を抽出した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加条件として岡山市東区または中区に限定した理由はなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域要件については、ある程度まとまった数の業者が参加できるよう考慮して設定しており、十分競争性が確保できると考えた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札結果を見ると、特定の業者が確実に落札する状況にあったのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の業者は施工実績や企業としての工事成績の評価、技術者の数、現場での出来具合も優れている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果として良い工事の実施につながることは良いことだが、総合評価落札方式によると、圧倒的な優良企業の地位を確立してしまうと、その業者に落札が集中し、かえって公正な競争性を阻害することにつながるのではないかと危惧する。（意見）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ基準で業者を選定する場合、今後も落札が1者に集中することが考えられる。他の業者が最初</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能力の高い業者の裾野が広がることは県にとっても良いことであり、災害対応の点でもメリットがある。現在、試行中のチャレンジ型の総合評価落札方式で、工事成績</li> </ul>

<p>からあきらめてしまうような状況に陥ることが考えられるが、1者への集中を防ぎ、競争性を確保する方法はないか。</p>	<p>評価だけにとらわれるのではなく、業者のチャレンジ意欲、企業の災害復旧などの応急対応力を加点するなどの取組を行っている。今後、こうした方法の活用も含め、良い業者の裾野を広げてまいりたい。</p>
<p>5 その他</p>	
<p>意見等、特になし</p>	